行動規範

NPO法人 やわたはま銀座バスケット

令和2年10月1日制定

我々は、公平公正な関係性を基礎とし、過疎化の進む地域社会において、連携して地域を支え、その発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在であり続けるため、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしてまいります。

- 1. 社会的に有用で安全な地域支援策を実施し、地域住民の満足と信頼の獲得を目指す。
- 2. 内外において、公正、透明、自由で適正な関係を維持する。また、政治、行政 との健全かつ正常な関係を保つ。
- 3. 広く社会とのコミュニケーションを行い、連絡会の情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・取引先情報をはじめとする各種情報の保護・管理を 徹底する。
- 4. 市民の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい街づくりに 積極的に関与し、ゆとりと豊かさを実現出来る社会を目指す。
- 5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、連絡会の存在と活動に必須の 要件として、主体的に行動する。
- 6. 良き団体市民として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として 対決し、関係遮断を徹底する。
- 8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した運営を行い、当該国・地域社会の発展に貢献する。
- 9. 会員は、本行動規範の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、会員にその徹底を図るとともに、関係先にも促す。また、会議体の意見を常時把握し、実効ある体制を確立する。
- 10. 本行動規範に反するような事態が発生したときには、幹部自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

			規程番号	1
名 称	コンプライアンス行動規範		令和2年10月1日制定	
			年 月	日改訂
۸1,				
	改訂 No.	改訂年月日	主な改訂内容	
改				
	_			
∌r⁺				
訂				
状				
ЭΠ				
況				